



まくらざき市 農業委員会だより

令和6年1月

第50号

編集発行
枕崎市農業委員会
枕崎市千代田町27番地
☎ 0993-72-1111
内線 337・338・339

あけましておめでとございます



新年のごあいさつ



たかの範 だつ天 会長

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

市民の皆様におかれましては、健やかな新年を迎えられたこととお慶び申し上げますとともに、平素より

農業委員会活動に対しまして格別なるご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、農業農村を取り巻く環境はウクライナ情勢による肥料・飼料や燃油・生産資材の高騰による経営圧迫や担い手・後継者不足による遊休農地の発生など課題が山積していますが、農業委員会におきましては、農業委員と最適化推進委員が一体となり、農地パトロールの実施や農地等の利用の最適化の推進に向けて、各担当地域での「担い手への農地集積・集約化」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」への取り組みを日々進め、地域の農業の持続・発展に努めているところでございます。

今後とも農業者の代表としてより地域に密着して、守るべき農地を次世代の担い手へ繋ぎ、地域農業の振興を図っていくために、農業委員会に求められている役割を果たすべく積極的に取り組んで参りますので、引き続き農家の皆様の変わらぬご支援とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、皆様方にとって本年が実り多き年となりますよう心からお祈り申し上げ新年のごあいさつとさせていただきます。

農地の転用には許可が必要です

農地の転用とは・・・

農地（田・畑など）を農地以外に利用することを「農地転用」といいます。

自分の所有地であっても、**農地を駐車場や資材置場にする**など、耕作の目的に供さず用途を変更する場合は、農地法に基づいて農業委員会の許可が必要です。許可なく農地以外の用途に利用すると、所有者の責任で農地に戻してもらったり、工事の中止が命ぜられたり、法律上の罰則が適用されることもあります。（農地法第51条、64条、67条）

また、農地転用ができない農地もありますので、事前に必ず農業委員会事務局までご相談ください。

知らずにやっていませんか？



農業委員・推進委員名簿

農地等についてのご相談は、
お近くの農業委員・推進委員まで

任期
令和8年7月まで

	No.	氏名	住所	電話番号	担当地区
農 業 委 員	1	天達 範隆	桜山本町300	72-3241	市内全域
	2	今給黎龍浪	寿町685	72-6213	桜馬場・宇都・小園・松下・山口・瀬戸口・中村・籠原・下園 宝寿庵・西堀
	3	水野 正子	桜山東町342	72-9525	木原・美初・岩戸・市街地
	4	篠原 正	小塚町33	76-2336	中原・茅野・小塚
	5	畑野 真人	木場町720	72-5338	岩崎・瀧山・富岡・通山・木場・湯穴・水流・山下・桜山住宅
	6	園田 和寛	大塚中町341	72-2384	大塚・大堀・下野原・牧園・春日・田中・田畑・塩屋・火之神
	7	原田 克子	美山町340	72-4820	田布川・金山・界守・木口屋・道野・上竹中・奥ヶ平・寺田
	8	眞茅 文男	まかや町160	76-3425	眞茅・山崎・下山・駒水・松崎
	9	白澤千恵子	白沢西町200	73-1432	東白沢・西白沢
	10	俵積田広昭	別府東町55	76-2020	俵積田・板敷・瀬戸
推 進 委 員	11	中原 敬彦	国見町432	76-3571	別府上手地区
	12	俵積田正康	別府西町442	72-3139	別府下手地区
	13	有村 貞雄	道野町710	72-8957	桜山・金山地区
	14	白澤 敦行	白沢西町10	73-1323	枕崎・立神地区

がんばる新規就農者紹介

中原 真吾 さん (31歳) 国見町
保育士の妻と男の子が3人 (5歳、3歳、1歳)

○就農したのはいつですか？

令和5年4月から、本格的に農業をはじめました。農業を始める前は他市の農協に勤務し、営農指導をしていました。農協に勤めてから、農業や農薬のことについて学び、ドローン事業にも関わりました。



○農業をするきっかけは？

営農指導者として学んだ知識を活かし、枕崎ではあまり展開されていないドローン事業も展開していきたいとの思いから本格的に農業をはじめました。

○栽培作物と面積は？

・キャベツ／50a ・かぼちゃ／20a ・モリンガ／20a
(キャベツやかぼちゃは初期投資が比較的、少額ですむため選んだとのこと)

○農業をしてみてもうですか？

野菜も生きものなので、畑の土壌の状態をみながら、その畑にあった栽培体系を考えていくのは難しいですが、しっかりと収穫が出来て、消費者のみなさんのもとへ届き、美味しかったと言ってもらえることがうれしいです。

○今後の目標は？

近年中には法人化したいと思っています。作物も少しずつ増やしていきたいです。

○休日は？

日曜日は好きな野球をしたり、子供達と思っきり遊んで、仕事のことは一切考えず、しっかり休み、オンオフをきっちり分けています。

○最後に一言

ドローンを使用した薬剤散布がもっと広く認知され、多くの農家さんが少しでも楽ができるようになればいいなと思っています。

農地の貸し借りの届出及び途中解約について

農地の貸し借りをする場合、また、借りている農地を契約期間の途中で耕作しなくなる場合は、農業委員会に届け出をする必要があります。

詳しくは、農業委員会事務局までお問合せください。



全国農業新聞は、農政解説・農業経営に関する情報や、暮らし・生活に役立つ話題を農業者の視点からお届けします。

- 発行日／月4回金曜日発行
- 購読料／月額700円(税込)

☆お申し込みは、お近くの農業委員・推進委員
農業委員会事務局へお気軽にご連絡ください。



農業者年金に加入しませんか



国が支える農業者年金!!

新制度農業者年金には、以下の **6** つのメリットに代表されるような、農業者にとって多くの魅力があります!!

- のう** 農業者なら幅広く加入できる!
- か** 確定拠出型・積立方式だから少子高齢時代に強い!
- に** 2万円～6万7千円（通常加入）で自由に選択できる保険料!
- は** 80歳前に死亡した場合は死亡一時金がある、終身年金!
- せ** 税制面の優遇措置が大きい!
- い** 一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助がある!

- じ** 事務経費は国が負担!
- つ** つまり加入するしかない!!



「農家には誠実」 = **農業者年金!!**

農業者年金は国の政策年金であるため、若者の担い手を支援し、家族が揃って加入することを支援するため、一定の要件を満たす農業者には保険料の最大半額を、最長20年間、国が補助するという保険料の国庫補助（＝政策支援加入）の仕組みがあります!!

詳しくは、農業委員会事務局へお問い合わせください。

パソコン農業簿記記帳研修会を開催

～パソコン簿記で青色申告をはじめましょう!～

農業経営の基礎となる簿記記帳と青色申告の普及・推進及び農業経営者の経営管理能力の向上を図るため、関係機関の協力を得て、パソコン農業簿記記帳研修会を開催します。研修会への参加を希望される方は、農業委員会事務局へお申込みください。

- 1 開催予定日 令和6年1月9日（火）、2月6日（火）
 - 2 時間 午後1時30分～午後4時
 - 3 場所 市民会館 2階第2会議室（1/9）、第4会議室（2/6）
 - 4 対象者 農業者
 - 5 研修内容 農業簿記ソフトによる記帳及び青色申告に必要な決算書の作成
 - 6 持参するもの ノートパソコン（農業簿記ソフトが必要になります）、筆記用具、電卓、通帳、伝票など
- ◎問合せ・申込み 農業委員会事務局 TEL 76-1094



（農業簿記ソフトについての問合せ先：南薩地域振興局農政普及課経営普及係 TEL 52-1346）